

○総務省令第六十三号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第三章の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年五月二十四日

総務大臣 原口 一博

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項の表七の項を次のように改める。

| 七 次に掲げる送信設備 | 二〇 | 八〇 |
|--|----|----|
| (一) 九五二MHzを超え九五六・四MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局の送信設備 | | |
| (二) 九五〇・八MHzを超え九五七・六MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備 | | |

| | | |
|---|--|--|
| <p>(三) 二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備であつて周波数ホッピング方式を用いるもの</p> <p>(四) 小電力データ通信システムの無線局の送信設備（五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）</p> <p>(五) 五GHz帯無線アクセスシステムの無線局の送信設備</p> <p>(六) 九五二MHzを超え九五六・四MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の送信設備</p> | | |
|---|--|--|

第二十四条第十四項の表以外の部分中「九五四MHz」を「九五六・四MHz」に改め、「構内無線局」の下に「若しくは簡易無線局」を加え、「九五五MHz」を「九五七・六MHz」に、「並びに第四十九条の十四第六号ト、第九号ニ及び第十号ハ」を「、第四十九条の十四第六号ト、第九号ニ及び第十号ハ並びに第五十四条第五号ト」に改め、同表を次のように改める。

| 周波数帯 | 副次的に発する電波の限度 |
|-----------------------|---|
| 七二五MHz以下 | 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値 |
| 七一五MHzを超え九四五MHz以下 | 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)六一デシベル以下の値 |
| 九四五MHzを超え九五〇MHz以下 | 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)六一デシベル以下の値 |
| 九五〇MHzを超え九五八MHz以下 | 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル以下の値 |
| 九五八MHzを超え一、〇〇〇MHz以下 | 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)六一デシベル以下の値 |
| 一、〇〇〇MHzを超え一、二一五MHz以下 | 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)五一デシベル以下の値 |

| | |
|---------------------------|------------------------------------|
| 一、二一五MHzを超え一、八八四・五MHz以下 | 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一) 四七デシベル以下の値 |
| 一、八八四・五MHzを超え一、九一九・六MHz以下 | 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一) 六一デシベル以下の値 |
| 一、九一九・六MHzを超えるもの | 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一) 四七デシベル以下の値 |

第二十四条第十五項の表以外の部分中「九五〇MHzを超え九五六MHz」を「九五〇・八MHzを超え九五七・六MHz

」に改め、同表を次のように改める。

| | |
|-------------------|---|
| 周波数帯 | 副次的に発する電波の限度 |
| 七一〇MHz以下 | 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 五四デシベル(一) ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。(一) 以下の値 |
| 七一〇MHzを超え九四五MHz以下 | 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一) 五五デシベル以下の値 |

| | |
|---------------------------|-------------------------------------|
| 九四五MHzを超え九五〇MHz以下 | 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五五デシベル以下の値 |
| 九五〇MHzを超え九五八MHz以下 | 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル以下の値 |
| 九五八MHzを超え一、〇〇〇MHz以下 | 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五八デシベル以下の値 |
| 一、〇〇〇MHzを超え一、二一五MHz以下 | 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)四八デシベル以下の値 |
| 一、二一五MHzを超え一、八八四・五MHz以下 | 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)四七デシベル以下の値 |
| 一、八八四・五MHzを超え一、九一九・六MHz以下 | 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)五五デシベル以下の値 |
| 一、九一九・六MHzを超えるも | 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)四七デシベル以下の値 |

第四十九条の九第一号中「九五四MHz」を「九五六・四MHz」に改め、同号イ中「筐体」を「空中線系を除く

高周波部及び変調部」に改め、同号ハ中「九五三・八MHz」を「九五六・二MHz」に改める。

第四十九条の十四第六号及び第七号中「九五五MHz」を「九五七・六MHz」に、「筐体」を「空中線系を除く

高周波部及び変調部」に、「九五四・八MHz」を「九五七・四MHz」に、「三とする」を「五とする」に改める。

第四十九条の十四第八号中「九五〇MHzを超え九五六MHz」を「九五〇・八MHzを超え九五七・六MHz」に改め、

同号イ中「筐体」を「空中線系を除く高周波部及び変調部」に改め、同号ハ中「九五五・六MHz」を「九五七

・四MHz」に、「三とする」を「五とする」に改める。

第五十四条中第五号を第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

五 九五〇MHz帯の周波数の電波を使用するもの

イ 空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。

ロ 送信空中線は、その絶対利得が三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得

三デシベルの送信空中線に二五〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その

低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

ハ 無線チャネルは、単位チャネル（中心周波数が、九五二・二MHz以上九五六・二MHz以下の周波数のうち九五二・二MHz又は九五二・二MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャネルをいう。へ並びに別表第二号第55及び別表第三号24(3)において同じ。）を一又は二以上同時に使用するものであること。

ニ 総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する送信時間制限装置及びキャリアセンスを備え付けていること。

ホ 無線チャネルの両端における電力は、四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。へにおいて同じ。）以下であること。

ヘ 無線チャネルに隣接する単位チャネルにおける送信装置の隣接チャネル漏えい電力は、（一）五デシベル以下であること。

ト 応答のための装置からの電波を受信できること。

別表第一号注34(1)中「954MHz」を「956.4MHz」に改め、同(2)中「955MHz」を「957.6MHz」に改め、同注34

に次のように加える。

(4) 952MHzを超え956.4MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備
別表第二の表8の中「954MHz」を「956.4MHz」に改め、同表に次のように加える。

第55 952MHzを超え956.4MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、200n KHzとする。

注 nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数とする。

別表第三の表24中「950MHzを超え956MHz」を「950.8MHzを超え957.6MHz」に改め、同表24を次のように改める。

24 952MHzを超え956.4MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局又は簡易無線局及び952MHzを超え957.6MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 952MHzを超え956.4MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局

| 周波数帯 | 不要発射の強度の許容値 |
|------|-------------|
| | |

| | |
|---|--|
| 715MHz以下 | 任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-36dB (1mWを0dBとする。以下この表並びに(2)及び(3)の表において同じ。)以下の値 |
| 715MHzを超え945MHz以下 | 任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-61dB以下の値 |
| 945MHzを超え950MHz以下 | 任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-61dB以下の値 |
| 950MHzを超え952MHz以下 | 任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-39dB以下の値 |
| 952MHzを超え956.4MHz以下 (無線チャネルの中心周波数からの離調が $200 + 100(n - 1)$ kHz以下を除く。)(注) | 任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-29dB以下の値 |
| 956.4MHzを超え958MHz以下 | 任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-39dB以下の値 |
| 958MHzを超え1,000MHz以下 | 任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-61dB以下の値 |
| 1,000MHzを超え1,215MHz以下 | 任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-51dB以下の値 |

| | |
|-------------------------------|-----------------------------------|
| 下 | |
| 1, 215MHzを超え1, 884. 5MHz以下 | 任意の 1 MHzの帯域幅における平均電力が- 30dB以下の値 |
| 1, 884. 5MHzを超え1, 919. 6MHz以下 | 任意の 1 MHzの帯域幅における平均電力が- 61 dB以下の値 |
| 1, 919. 6MHzを超えるもの | 任意の 1 MHzの帯域幅における平均電力が- 30dB以下の値 |

注 n は、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数とする。

(2) 952MHzを超え957. 6MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局

| 周波数帯 | 不要発射の強度の許容値 |
|---------------------|----------------------------------|
| 715MHz以下 | 任意の100kHzの帯域幅における平均電力が- 36dB以下の値 |
| 715MHzを超え945MHz以下 | 任意の 1 MHzの帯域幅における平均電力が- 61dB以下の値 |
| 945MHzを超え950MHz以下 | 任意の100kHzの帯域幅における平均電力が- 61dB以下の値 |
| 950MHzを超え958MHz以下 (| 任意の100kHzの帯域幅における平均電力が- 39dB以下の値 |

| | |
|--|---------------------------------|
| 無線チャネルの中心周波数からの離調が $200 + 100(n - 1)$ kHz以下を除く。) (注) | |
| 958MHzを超え1,000MHz以下 | 任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-58dB以下の値 |
| 1,000MHzを超え1,215MHz以下 | 任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-48dB以下の値 |
| 1,215MHzを超え1,884.5MHz以下 | 任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-30dB以下の値 |
| 1,884.5MHzを超え1,919.6MHz以下 | 任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-61dB以下の値 |
| 1,919.6MHzを超えるもの | 任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-30dB以下の値 |

注 n は、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数とする。

(3) 952MHzを超え956.4MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局

| 周波数帯 | 不要発射の強度の許容値 |
|---|---------------------------------|
| 715MHz以下 | 任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-36dB以下の値 |
| 715MHzを超え945MHz以下 | 任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-61dB以下の値 |
| 945MHzを超え950MHz以下 | 任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-61dB以下の値 |
| 950MHzを超え952MHz以下 | 任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-39dB以下の値 |
| 952MHzを超え956.4MHz以下 (無線チャネルの中心周波数からの離調が $200 + 100(n - 1)$ kHz以下を除く。)(注) | 任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-29dB以下の値 |
| 956.4MHzを超え958MHz以下 | 任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-39dB以下の値 |
| 958MHzを超え1,000MHz以下 | 任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-58dB以下の値 |
| 1,000MHzを超え1,215MHz以下 | 任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-48dB以下の値 |

| | |
|-----------------------------------|---------------------------------|
| 下 | |
| 1, 215MHzを超え1, 884. 5MHz 以下 | 任意の 1 MHzの帯域幅における平均電力が-30dB以下の値 |
| 1, 884. 5MHzを超え1, 919. 6M Hz以下 | 任意の 1 MHzの帯域幅における平均電力が-61dB以下の値 |
| 1, 919. 6MHzを超えるもの | 任意の 1 MHzの帯域幅における平均電力が-30dB以下の値 |

注 n は、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数とする。

別表第三号25を次のように改める。

25 950. 8MHzを超え957. 6MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備 (24(2)に掲げるものを除く。) の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

| 周波数帯 | 不要発射の強度の許容値 |
|----------|---|
| 710MHz以下 | 任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-36dB (1 mWを 0 dBとする。以下この表において同じ。) 以下の値 |

| | |
|---|---------------------------------|
| 710MHzを超え945MHz以下 | 任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-55dB以下の値 |
| 945MHzを超え950MHz以下 | 任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-55dB以下の値 |
| 950MHzを超え958MHz以下（無線チャネルの中心周波数からの離調が $200 + 100(n - 1)$ kHz以下を除く。）（注） | 任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-39dB以下の値 |
| 958MHzを超え1,000MHz以下 | 任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-58dB以下の値 |
| 1,000MHzを超え1,215MHz以下 | 任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-48dB以下の値 |
| 1,215MHzを超え1,884.5MHz以下 | 任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-30dB以下の値 |
| 1,884.5MHzを超え1,919.6MHz以下 | 任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-55dB以下の値 |

注 nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数とする。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許又は登録（以下「免許等」という。）を受けている九五MHzを超え九五四MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局の無線設備の条件については、この省令による改正後の設備規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 総務大臣は、この省令の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に限り、新規則の規定にかかわらず、九五二MHzを超え九五四MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局については、この省令による改正前の設備規則の条件に適合する無線設備を使用する無線局の免許等又は無線設備の工事設計の変更の

許可をすることができる。この場合において、当該免許等又は許可を受けた無線局の無線設備の条件については、前項の規定を準用する。

- 4 この省令の施行の際現に受けている九五二MHzを超え九五四MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局又は九五〇MHzを超え九五六MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る法第三十八条の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）の効力については、この省令の施行後においてもなお有効とする。
- 5 この省令による改正前の設備規則の条件に適合する九五二MHzを超え九五四MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局又は九五〇MHzを超え九五六MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めは、この省令の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間は、これを行うことができる。この場合において、技術基準適合証明等の審査はなお従前の例によるものとし、当該技術基準適合証明等の効力については、前項の規定を準用する。